

(別紙)

食品表示基準について（新旧対照表）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）</p> <p>（総則関係）（略）</p> <p>（加工食品）</p> <p>1 義務表示事項</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4） 添加物</p> <p>① 物質名表示関係</p> <p>ア 食品に含まれる添加物については、栄養強化の目的で使用した添加物、加工助剤及びキャリアオーバーを除き、<u>原則</u>当該添加物の<u>物質名</u>を表示するものであること。</p> <p>また、物質名の表示は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）別表第1に掲げる添加物（食品表示基準別表第8に掲げるものを除く。）については、規則別表第1に掲げる名称により行うこと。</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>イ～キ</u>（略）</p> <p>②・③（略）</p> <p>（5）～（13）（略）</p> <p>（14） 食品表示基準別表第19に定めるもの</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ 乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品</p> <p>ア 種類別</p> <p>（ア）・（イ）（略）</p> <p>（ウ）乳酸菌飲料のうち、無脂乳固形分3.0%以上のものにあつては、乳製品である旨を、殺菌したのものにあつてはその旨を、それぞれ種類別の</p>	<p>食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）</p> <p>（総則関係）（略）</p> <p>（加工食品）</p> <p>1 義務表示事項</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4） 添加物</p> <p>① 物質名表示関係</p> <p>ア 食品に含まれる添加物については、栄養強化の目的で使用した添加物、加工助剤及びキャリアオーバーを除き、<u>全て</u>当該添加物を<u>含む旨（以下「物質名」という。）</u>を表示するものであること。</p> <p>また、物質名の表示は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）別表第1に掲げる添加物（食品表示基準別表第8に掲げるものを除く。）については、規則別表第1に掲げる名称により行うこと。</p> <p><u>イ 物質名の表示において、「含有」、「使用」、「含む」、「添加」等の文字を併記しなくとも差し支えない。</u></p> <p><u>ウ～ク</u>（略）</p> <p>②・③（略）</p> <p>（5）～（13）（略）</p> <p>（14） 食品表示基準別表第19に定めるもの</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ 乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品</p> <p>ア 種類別</p> <p>（ア）・（イ）（略）</p> <p>（ウ）乳酸菌飲料のうち、無脂乳固形分3.0%以上のものにあつては、乳製品である旨を、殺菌したのものにあつてはその旨を、それぞれ種類別の表示</p>

表示に併記することとされているが、その表示は次の例の表示でも差し支えない。

(例)「種類別：殺菌乳酸菌飲料（乳製品）」、「種類別：乳製品乳酸菌飲料」

(エ) (略)

イ～オ (略)

④～⑬ (略)

2～7 (略)

(生鮮食品)～(附則) (略)

別添 添加物 1－1～別添 栄養成分等の分析方法等 (略)

別添 アレルゲンを含む食品に関する表示

第1 アレルゲンを含む食品に関する表示の基準

1 (略)

2 表示の対象

(1) 特定原材料

食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いものを食品表示基準において特定原材料として定め、次の7品目の表示を義務付けている。

えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生 (ピーナッツ)

(2) 特定原材料に準ずるもの

食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないものを特定原材料に準ずるものとして、次の21品目を原材料として含む加工食品については、当該食品を原材料として含む旨を可能な限り表示するよう努めることとする。

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

(3) (略)

に併記することとされているが、その表示は次の例の表示でも差し支えない。

(例)「種類別：殺菌乳酸菌飲料（乳製品）」

(エ) (略)

イ～オ (略)

④～⑬ (略)

2～7 (略)

(生鮮食品)～(附則) (略)

別添 添加物 1－1～別添 栄養成分等の分析方法等 (略)

別添 アレルゲンを含む食品に関する表示

第1 アレルゲンを含む食品に関する表示の基準

1 (略)

2 表示の対象

(1) 特定原材料

食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いものを食品表示基準において特定原材料として定め、次の7品目の表示を義務付けている。

えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生

(2) 特定原材料に準ずるもの

食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないものを特定原材料に準ずるものとして、次の20品目を原材料として含む加工食品については、当該食品を原材料として含む旨を可能な限り表示するよう努めることとする。

あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

(3) (略)

3 表示の方法

(1)～(5) (略)

(6) その他留意事項

①～⑤ (略)

⑥ 特定原材料に準ずるものについては、表示が義務付けられておらず、その表示を欠く場合、アレルギー疾患を有する者は当該食品が「特定原材料に準ずるものを使用していない」又は「特定原材料に準ずるものを使用しているが、表示がされていない」のいずれであるかを正確に判断することが困難となっている。このため、アレルギーを含む食品の表示の対象が「特定原材料7品目」又は「特定原材料に準ずる21品目を含む28品目」のいずれであるかを一括表示の外へ表示するよう努めること。特に「特定原材料7品目」のみを表示対象としている場合は、ウェブサイト等の活用及び電話等による消費者からの問合せへの対応等、情報提供の充実を図られたい。

⑦ (略)

⑧ 容器包装に入れないで販売する場合や外食産業に係る事業者によって販売される食品は、特定原材料の表示義務を課すものではないが、品書き、メニュー等を通じ、アレルギー疾患を有する者に対する情報提供を充実させるため、正しい知識・理解に基づく、事業者の規模・業態等に応じた、アレルギー情報の自主的な情報提供の促進を進めることが望ましい。

⑨ (略)

第2・第3 (略)

別表1

特定原材料等の範囲

特定原材料等	分類番号 (1)	分類番号 (2)	大分類	中分類	小分類
(略)					
卵	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	73	3113	〃	〃	卵黄液鶏卵
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					
落花生	(略)				
アーモンド	69	8593	穀果類	その他の穀果類	アーモンド

3 表示の方法

(1)～(5) (略)

(6) その他留意事項

①～⑤ (略)

⑥ 特定原材料に準ずるものについては、表示が義務付けられておらず、その表示を欠く場合、アレルギー疾患を有する者は当該食品が「特定原材料に準ずるものを使用していない」又は「特定原材料に準ずるものを使用しているが、表示がされていない」のいずれであるかを正確に判断することが困難となっている。このため、アレルギーを含む食品の表示の対象が「特定原材料7品目」又は「特定原材料に準ずる20品目を含む27品目」のいずれであるかを一括表示の外へ表示するよう努めること。特に「特定原材料7品目」のみを表示対象としている場合は、ウェブサイト等の活用及び電話等による消費者からの問合せへの対応等、情報提供の充実を図られたい。

⑦ (略)

⑧ 対面販売や外食産業に係る事業者によって販売される食品は、特定原材料の表示義務を課すものではないが、品書き、メニュー等を通じ、アレルギー疾患を有する者に対する情報提供を充実させるため、正しい知識・理解に基づく、事業者の規模・業態等に応じた、アレルギー情報の自主的な情報提供の促進を進めることが望ましい。

⑨ (略)

第2・第3 (略)

別表1

特定原材料等の範囲

特定原材料等	分類番号 (1)	分類番号 (2)	大分類	中分類	小分類
(略)					
卵	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	73	3113	〃	〃	全黄液鶏卵
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					
落花生	(略)				
<u>(新設)</u>					

<u>ンド</u>				
あわび	(略)			
(略)				

別表2
特定原材料等由来の添加物についての表示例

- 1 (略)
- 2 特定原材料に準ずるもの

特定原材料に準ずるものの名称	区分	添加物名	特定原材料に準ずるものの表示	備考
<u>アーモンド</u>	二	二	二	二
あわび	(略)			
(略)				

別表3
特定原材料等の代替表記等方法リスト

- 1 (略)
- 2 特定原材料に準ずるもの

通知で定められた品目	代替表記	拡大表記（表記例）
	表記方法や言葉が違うが、特定原材料に準ずるものと同一であるということが理解できる表記	特定原材料に準ずるものの名称又は代替表記を含んでいるため、これらを用いた食品であると理解できる表記例
<u>アーモンド</u>		<u>アーモンドオイル</u>
あわび	(略)	
(略)		

別添 アレルゲンを含む食品の検査方法～別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)

あわび	(略)
(略)	

別表2
特定原材料等由来の添加物についての表示例

- 1 (略)
- 2 特定原材料に準ずるもの

特定原材料に準ずるものの名称	区分	添加物名	特定原材料に準ずるものの表示	備考
<u>(新設)</u>				
あわび	(略)			
(略)				

別表3
特定原材料等の代替表記等方法リスト

- 1 (略)
- 2 特定原材料に準ずるもの

通知で定められた品目	代替表記	拡大表記（表記例）
	表記方法や言葉が違うが、特定原材料に準ずるものと同一であるということが理解できる表記	特定原材料に準ずるものの名称又は代替表記を含んでいるため、これらを用いた食品であると理解できる表記例
<u>(新設)</u>		
あわび	(略)	
(略)		

別添 アレルゲンを含む食品の検査方法～別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)